

# 利潤率低下の阻止要因

## としての独占の意義と限界

—私的独占より国家独占への移行法則として—

手 島 正 毅

### 《は し が き》

かつて、マルクスは「資本論ノート」のなかで、利潤率傾向的低落の法則について、つぎのように書きとめて  
いる。

「これはあらゆる点からみて、近代の経済学のもっとも重要な法則であり、そしてもっとも困難な関係を理解するためのもっとも本質的な法則である。それは歴史的見地からしてもっとも重要な法則である。それは単純であるにもかかわらず、いままでに理解されたことがなく、まして意識的に明言されたこともない法則である<sup>(1)</sup>」

マルクスは、この法則を展開するなかで、資本家自身によって歴史的発展のなかにひきいれた生産諸力の発展が「一定の点をこえると、資本の自己増殖を措定するかわりに止揚するということ。一定の点をこえると、生

産諸力の発展は資本にとって制限となる」ことの中心法則としてとりあつてきた。しかし、マルクスは『資本論』ではこの法則を主として平均利潤率のところの説明しており、独占利潤とかんれんしては、阻止要因としての側面についてのみごく簡単に指摘するにとどめている。したがって独占利潤率がもし低下傾向をもたないとするれば、私的独占が国家独占に移行するにあたって利潤率低下法則が中心的法則としての役割をはたさないことになる。もちろん、マルクスはそう考えていなかったであろうし、またアントニオ・ペゼンティ、最近ではルデイー・グユンデル、ホルスト・ハイニンガー、クルト・ツイーシヤンク等の論者によって、低下法則が国家独占への中心的移行法則として指摘されてきたが、しかし、独占資本の内蔵する二者対抗性から独占利潤率が傾向的に低下する必然性の論証はされていない。その論証にあたっては、資本主義の独占段階における、独占利潤の法則と平均利潤の法則との相互関係、およびそれらの法則がよってたつ商品生産を規定する基礎的諸法則をあきらかにしなければならぬ。独占利潤率の傾向的低下を証明するには、これらの諸法則の内的連関をあきらかにしなければならぬ。またそれはかなり複雑で難解な、いくつかの未解決の問題をふくんでいる。

わたくしは本稿では、右の諸課題を念頭において、資本主義の独占段階における、市場価値・価格と生産価格・独占価格との内的連関、独占利潤法則と平均利潤法則との併存の必然性、独占利潤と利潤率低下法則との内的連関を素描しつつ、最後に資本主義がおなじ私的独占の基礎上で国家独占へと志向する発展傾向にふれておきたい。

I 市場価値・価格と生産価格・独占価格との内的連関

II 同一生産部面における不完全独占と「限界原理」

III 独占利潤と利潤率低下法則

IV 国家独占への移行の中心法則

## I 市場価値・価格と生産価格・独占価格との内的連関

まずはじめに、△モデル1▽を参考にしして、独占段階における市場価値・価格、生産価格および独占価格の相互関係をみることにしよう。

《モデル1》 価値・生産価格・独占価格

生産部門	(1) 総 価 値	(2) 個 別 価 値	競争下の実現価格	独占下の実現価格	備 考	(5) 同 総 価 格	(5)―(1)
Xm	800c+200v+200m	10 80c+20v+20m=120 (p' 20%)	129=80c+20v+29m (p' 29%)	160=80c+20v+60m (p' 60%)	10	800c+200v+600m	+400
Xf <sub>1</sub>	1600c+600v+600m	20 80c+30v+30m=140 (p' 27%)	141=80c+30v+31m (p' 29%)	134=80c+30v+24m (p' 22%)	20	1600c+600v+480m	-120
Xf <sub>2</sub>	1600c+800v+800m 4000c+1600v+1600m	20 80c+40v+40m=160 (p' 33%)	154=80c+40v+34m (p' 29%)	146=80c+40v+26m (p' 22%)	20	1600c+800v+520m 4000c+1600v+1600m	-280 0

〔注〕 1. 本表は建林正善『価値、平均利潤および最大利潤の諸法規則』（広島工業経営学会『工業経営』第4巻第2号所収）より引用。誤植と若干の記号改定のほかはそのまま。

2.  $m/v=100\%$ 。

3. X<sub>m</sub>=独占部門、X<sub>f<sub>1</sub></sub>、X<sub>f<sub>2</sub></sub>=非独占部門（f<sub>1</sub>、f<sub>2</sub>はそれぞれ自由競争、Freies Kapital の略）。「生産部門」は再生産部門ではなく、同種商品の生産部門のこと。

4. 平均的利潤率  $29\% = \frac{1600m}{4000c+1600v}$ 。平均利潤=(2)項 (c+v)×0.29。

5. (4) X<sub>m</sub> の 60m は独占価格を X<sub>f<sub>2</sub></sub> の個別価値 160 にまでつり上げたとき、29m+(160-129)=60m としてあたえられる利潤。

∴ 独占的超過利潤は 60m-29m=31m。(4) の X<sub>f<sub>1</sub></sub>、X<sub>f<sub>2</sub></sub> の平均利潤率22%は、独占利潤として分配される利潤部分を差引いた X<sub>f<sub>1</sub></sub>、X<sub>f<sub>2</sub></sub> の利潤品の前貸資本にたいする平均率。

本報掲載の△モデル1▽の表は△表の表紙と表紙の間に掲載されている。

第一に、独占と非独占の両生産部面における(2)「個別価値」は、それぞれの生産部面において、標準的生産条件のもとで生産された商品大量の市場価値を代表し、(3)「競争下の実現価格」は各生産部面で形成される市場生産価格であると想定することができよう。もしそうだとすれば、市場生産価格が形成されると、(3)「競争下の実現価格」は市場価値よりも $X_m$ 部面では大きく、 $xf_1 \cdot xf_2$ では小さい。すなわち、市場生産価格は市場価値にとつてかわり、市場価値より遊離することになる。

「……ここで市場価値について述べたことは、生産価格についても、これが市場価値にとつて代ったときに当てはまる。生産価格は各生産部面ごとに調整されまた特殊の諸事情に依じて調整されるのである。だがそれ自身はふたたび、それをめぐって日々の市場価格が動き、またそれに日々の市場価格が一定期間中に平均化される中心である。」

そこで、いったん市場生産価格が形成され、それが市場価値にとつてかわつて市場価格変動の中心になったとき、はたして、市場価値は消滅するかどうかという疑問がのこる。もし市場価値が消滅するとすれば、市場生産価格の価値内容は、はたしていかなる変化をうけるのか。われわれはまずこの設問に答えなければならない。〈モデル1〉のしめすとおり、生産価格はたしかに市場価値にとつてかわつた。市場価値は歴史的には自由競争が支配的となる以前の段階で形成された商品価値のより展開されたカテゴリーである。いま市場価値が商品の市場価格変動の中心的規制者としての役割を生産価格にゆずるとしても、それ自身が生産価格に解消するとは考えられない。ところで市場価値と市場生産価格との不一致は、一方では、市場価値がそれぞれの生産部面内部における標準的生産条件のもとの社会的必要労働時間によって規定されるのにたいして、他方では、生産価格は全

生産部門における総資本にたいする総利潤の均等化によって、すなわちそれぞれ別箇の要因によって規定されるからである。したがって、市場価値はすでに市場価格の規制者としての性格を失ったのであるから、それはふたたび社会価値一般に還元されねばならぬ。さて、資本が異種生産部門または同一生産部門内部で移動するにあたって、ディレクターに資本家の眼に映するのは、より高い使用総資本収益率、したがってまたより高い市場価格である。資本は利潤率の低い部門から引揚られて、その高い部門に移動する。剰余価値の不足分は、需給の調節市場価格の調整作用を通じて引上げられ、その際、剰余価値と平均利潤との差額は、他の部門の市場価格が価値以下に引下げられてこの部門に移譲される。このように価値を中心とする市場価格の変動を通じて、利潤の均等化がおこなわれる結果、社会価値と市場生産価格との不一致が生ずるのである。もしそうだとすれば、社会価値と個別価値との関係は生産価格の背後に埋没して、顕在化しないのであるうか。もちろん、そうではない。商品の価値法則が顕在化するのには、総生産価格 $\parallel$ 総価値という関係だけではない。この法則、すなわち商品の本性は、社会的総資本 $\parallel$ 総商品のなかでの中位組成の生産部門では、その組成が総資本の平均組成と一致し、そこでの市場生産価格 $(K + K \cdot p)$ が社会価値と一致する。自由競争の段階では、超過利潤かくとくをめぐる競争で、資本は中位組成の部門にあつまる傾向がある。一生産部門における同種商品はおなじ市場生産価格で販売され、一物一価の法則が貫徹する。そして、市場生産価格と個別生産価格との差額は社会価値と個別価値との差額と一致し、その差額が超過利潤を形成するのである。

それゆえに、平均的には市場生産価格は費用価格+平均利潤であつて、特別剰余価値 $\parallel$ 超過利潤をふくまない。特別剰余価値が超過利潤としてあらわれるのは、市場生産価格と市場価値との差額としてではなく、市場生産価

格と個別生産価格との差額としてである。すなわち、おなじ生産部面で標準以上の生産条件のもとで生産された商品の個別生産価格は市場生産価格より低い、それはまた両者から平均利潤を控除すれば、個別的費用価格が一般的費用価格より低いということに帰着する。そしてこのような価格現象の背後には、個別市場価値が市場価値より低いという本質的關係が存在し、したがってその差額である特別剰余価値が超過利潤というかたちであられるのである。

くりかえして云えば、超過利潤が市場生産価格と個別生産価格、あるいは一般的費用価格と個別的費用価格との差額としてあたえられるとしても、その超過利潤は他の生産部面からの利潤の分配替によって生ずるのではなく、おなじ生産部面における価値關係によってあたえられるということである。すなわち、一面では、その商品の個別価値が市場価値より小さいときには、その個別価値が社会的にはつよめられた労働によって生産されたものとして評価され、またその商品の個別価値より大きいときには、その差額は社会的には不必要な超過労働によって生産されたのであるから、社会的に廃棄されるという過程をへて市場価値に統一され、市場価値と市場中心価格との一致がもたられるのであるが、他面では商品の個別価値と市場価値との差額、個別生産価格と市場生産価格との格差として、特別剰余価値ないし超過利潤があたえられるのである。だから、中位組成の生産部面では、商品間価値格差は同一生産部面でも異種生産部面間でも利潤の分配替によってうめ合せられるのでなく、同一生産部面内部で価値關係それ自体のなかで調整されるのである。

本間要一郎氏は、このような商品間の価値格差を異種生産部面間の剰余価値の再配分としてとらえている。

「この生産価格のもとでは、部門全体としての利潤は、平均率のそれと一致するが、個別資本  $a \cdot b \cdot c$  の

間における利潤率格差は、依然として解消しない。しかも、その格差構造そのものはいずれのばあいも、単一の価格のもとにおける、個別諸資本間の生産格差に基づいているという意味で、市場価値体系のもとでのそれと、本質的に同じ性質のものである。前者が後者と異なるのは、市場価値と生産価格との差額分として実現される利潤部分は、他の部門で生産された剰余価値の一部がこの部門へ移転したものであり、それが、各個別資本にたいして、その生産量に応じて追加配分されているという点である。……通常、超過利潤は、特別剰余価値の実現形態と規定されるのであるが、この規定に、両者の量的一致の意味を含ませようとするのは、正しくない。超過利潤というのは、本来、生産価格体系のもとでの範疇であって、……」<sup>(3)</sup>

本間氏はここで、超過利潤を異種生産部面間では、「市場価値」と生産価格との差額の移譲がおこなわれるから、この差額が生産価格体系のもので超過利潤だとされているようである。もちろん、異種生産部面間の資本移動と市場生産価格の形成によって、このような移譲が高位組成と低位組成の生産部面間でおこなわれることは事実である。しかし、すべての法則が平均的なものとして与えられるのだとすれば、社会的総資本・総商品における平均的・中心的な部分、商品価値の本性があらわれるのは中位組成の生産部面であり、そこにまた超過利潤の本性たる特別剰余価値が変形されいままであらわれるのである。そのかぎりでは超過利潤は特別剰余価値の別の表現であり、かならずしも生産価格体系に固有のものではありえない。もし、われわれが超過利潤を商品の流通過程にのみもとめるとすれば、市場価値体系と生産価格体系とを断絶することになるばかりでなく、後述のとおり、独占的超過利潤と超過利潤との区別があいまいとなり、それを「独占利潤一般」に解消する可能性をのこすことになる。生産価格体系における変容は高位と低位の生産部面間での超過利潤再分配のほかに、中位組成

の部面でもすでにのべたとおり、費用価格にたいする平均利潤が剰余価値に一致するものであってその逆ではないという点にあらわれる。さて、 $\Lambda$ モデルⅠⅡにおける「生産価格」の形成にあたっては、各生産部面における商品の「個別価値」はそれぞれの生産部面での市場価値を代表するものと想定してきしかえなからう。そしてまた、市場生産価格を代表する商品のそれが「市場価値」とのたえざる離合をくりかえすことの中においても、価値法則の作用が存続するのである。したがって、市場生産価格が市場価値にとってかわったというのは、価値法則の消滅を意味するのではない。以前には同一生産部面において標準的生産条件（社会的必要労働時間に近似）のもとで生産される商品の個別価値が市場価値を決定したのにならして、こんどは市場生産価格が「個別価値」の修正されたものとしてあらわれ、その市場価値にかわって市場価格変動の中心になる、ということなのである。これがすなわち、自由競争の段階における価値法則の複雑化・モディフィケーションの内容である。

しかしながら、市場価値と個別価値との差額としての特別剰余価値、すなわち超過利潤は、自由競争の段階では、中位組成の部面での市場生産価格と個別生産価格、したがって両者の平均利潤を差引いた一般的費用価格―個別費用価格として典型的にあらわれる。そして、それは各資本間に超過利潤かくとくをめぐる競争をよびおこし、やがて資本の有機的構成の高度化をもたらすことによって平均利潤率の低下をひきおこす。

さて、資本の増殖率・利潤率は資本にとっての中心的課題であるから、ここに資本独占が登場するのであるが、それが可能となるためには、資本の一定度の集積・集中、したがってまた後述のごとく、各生産部面で独占商品が商品生産総額において優勢な地位（過半数）をしめうるような、生産の集積・集中が必要となる。ただし $\Lambda$ モデルⅠⅡはそれを単純化するために完全独占を想定している。

〔第二に、 $\wedge$ モデル1 $\vee$ は独占部面 $X_m$ が独占価格を非独占部面 $x_{f_2}$ の個別価値 $160$ までつり上げたと仮定している。<sup>(注)</sup>したがって、独占的超過利潤は $31m \parallel 60m - 29m$  (平均利潤)、利潤率 $60\%$ となる。これにたいして、非独占部面 $X_{f_1} \cdot X_{f_2}$ では $X_m$ 部面に独占的超過利潤を分配替された残りの利潤総額が非独占資本総額に均等に配分される結果、平均利潤率は $20\%$ となる。すなわち非独占部面より独占的超過利潤が分配替されただけ非独占部面での平均利潤率は低下するが、全生産部面としては、商品の総価値と総価格とは一致する。すなわち価値法則が貫徹する。このような独占利潤の法則と平均利潤の法則との併存を、いまから十二年前、すでに論証された建林正喜氏のモデル研究の成果は高く評価されなければならない。氏は両者の併存をつぎのように規定した。

「競争の行われる二部門のあいだでは利潤率の平均化が行なわれるであろう。しかしこの平均化は生産された剰余価値のうちから独占資本によって先取された残りの部分について行なわれるのであって、明かに、競争下に成立したであろう平均利潤率よりも低い。かような配分を規定するものは、非独占部門をしてつねに価値以上の価格で販売させ、人為的に供給過剰を創出する独占の支配力なのであって、それはまた独占がいかに価値以上に売ることができるとにかかっているのである。個々の生産物が正確に、また支配的に価値に従って交換されるという意味での価値法則はなんら行なわれぬ。或はまたすべての資本がその大いさに従って等率の利潤に参加するという意味では、平均利潤率の法則も行なわれはしない。しかしそれにもかかわらず、独占がかような作用を遂げるためには価値法則——総価値が総価格にひとしいという——が基礎をなしており、そしてこれは最も本来的意味での価値法則に外ならない。それはまた、独占がかかるものとして自らを他と区別するためには、他の部門において利潤率の平均化が行なわれるのでなくてはならない。」<sup>(4)</sup>

またもし、独占利潤とその分配替によって修正された平均利潤とが併存しないならば、またもし総価値Ⅱ総価格という価値法則が貫徹しないならば、資本主義的再生産過程における生産手段生産部門と消費資料生産部門での内部補填と相互補填は円滑におこなわれず、したがって二部門間の均衡は成立しえなくなるであろう。

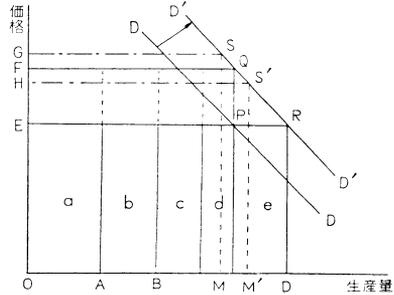
〔注〕  $\wedge$ モデルⅠⅤは需要と供給の一致を前提とし、独占価格つり上げの限度を個別価値のもっとも高い生産部門  $xf_2$  の価値・価格160においている。それはモデルを簡単にするための設定であって、独占価格の最大限としては  $xf_1 24m$  と  $xf_2 26m$  の平均利潤総額を分配替するまでひき上げることができる。またもし、 $xf_1 \cdot xf_2$  の商品が労働者の個人的消費には平均利潤の総額のほかに、個人的消費の担い手である労働者から、彼らのうけとる労賃と最低生計費（肉体的最低限の生計費）との差額まで分配替の限界をひろげることができよう。しかし、独占資本が  $xf_1 \cdot xf_2$  の平均利潤の総額をとりあげるならば非独占資本は資本としての機能をうしない破滅するであろうから、そのときには独占資本は独占的超過利潤の源泉そのものを失うことになり、また労働者の生計費を肉体的最低限にまできりさげるならば、当然の結果として労働者階級の社会的抵抗をひきおこすであろうから、現実には独占価格のつり上げは最大限を志向するという発展方向をしめすにすぎない。

- (1) マルクス『経済学批判要綱』（高木幸二郎監訳）Ⅳ、七〇一ページ。
- (2) マルクス『資本論』（国民文庫版）KⅡ (9) 二六八—二六九ページ。
- (3) 本間要一郎「独占価格・独占利潤論」『現代帝国主義講座』第Ⅴ巻）五三—五四ページ。
- (4) 建林正喜「価値、平均利潤および最大利潤の諸法則」（広島工業経営学会『工業経営』第4巻第2号）二六ページ。

## Ⅱ 同一生産部面における不完全独占と「限界原理」

$\wedge$ モデルⅠⅤは、すでに完全独占の成立を前提している。したがってここでは資本の移動もあたえられたものとして前提されている。そこで、つぎに自由競争から独占が形成される過程をあきらかにしておこう。

《モデル2》 生産価格の独占価格  
への転化



- 〔注〕
1. 本表は本間要一郎「独占価格・独占利潤論」(『現代帝国主義講座』第V巻) 62ページ。
  2. OEは生産価格。
  3. a, b, c, d, eはそれぞれ個別資本の供給する商品の生産価格総額。
  4. bはこの生産部面の標準的生産条件で生産された商品。
  5. eは標準的生産条件をそなえた参入資本による生産量でbに等しい。
  6. a, b, c, dの生産量OCは生産価格OEで需要と一致している。
  7. 斜線D-D'は需要, D'-D'は需要増加をしめす。

本間要一郎氏の作成した《モデル2》は、自由競争より独占へ、生産価格から独占価格が形成される、独占の発生過程の説明である。本間氏の説明によれば、需要がD-D'からD'-D'に増加したとき、――

「市場価格」変動の幅は、つぎのような関係によって規定されている。すなわち、生産量OCは、最小必要資本量としてのeによる生産量CDがその上に追加されたばあいの総生産量CDが、生産価格OEにおいてD'D'線と交わるように決定されている。もしも生産量をOMに減少させれば価格はOGに上昇しうるであろうが、しかしそのばあいは、資本参入の余地が拡大することによって生産量はODまで増大しうることとなり、けっきょく価格はOEまで低下するであろう。また他方、生産量をOM'にまで増大させれば、最小必要資本量をもってする資本の参入は明らかに阻止しうるが、しかし価格はOHに低下せざるをえない。かくして、生産量OCと、そのばあいの価

格OFが、資本移動を阻止しうる限界点となる。このような意味で、価格OFの成立は、社会的労働配分比率と需要配分率とのあらたな対応関係を表現するものであり、その部門の商品の市場価格変動の、あらたな中心点とみなされるであろう。この価格OE、すなわち、「最小必要資本量」とその部門内比率（標準集中度）の増大による競争制限作用に規定されるかぎりで、生産価格以上に高められた価格こそ、私が「独占的生産価格」と名づけたものにほかならない。独占的生産価格OFの生産価格OEからの背離の程度（すなわち $\frac{EF}{OE}$ ）は、明らかに、「標準資本集中度」（すなわち $\frac{CD}{OC}$ ）に規定されている。……

……右のばあい、資本a、b、c、dは、その総生産量をOC以下に制限すべく、独占的結合をとげるであろう。だが、その独占的結合によつて、独占的超過利潤FEPQを確保しうるのは、集積・集中の進展から生ずる資本参入阻止要因が働くからであり、またそのかぎりにおいてである』<sup>(1)</sup>。

本間氏のモデルは、自由競争のなかから出現する独占の形成過程を見事に説明しえている。この見解の特徴は、資本の参入障壁を設定することによつて、それと市場価格との相互関係をあきらかにし、カルテル協定が論理的にも歴史的にも、独占の端初形態であること、独占的超過利潤が平均利潤のうえに上積みされる事情を明快にしている。しかし、モデルの単純化からくる一定の限界のゆえに、ここでは非独占資本a・b・c・dが独占的結合をして、需要増加にともなう市場価格の上昇した線上で、完全独占が成立するようにモデルが組まれているが、非独占資本が独占的に結合することはありえないから、本間氏はa・b・c・dにおける集積・集中とそれらの独占的結合で補論している。しかし、資本の集積・集中がすすめられると、こんどは増加した需要D'の線の上に供給が増加して市場価格が下落するであろうから、それを阻止するための独占価格の維持という変化

がおこるであらうが、それはともかくとして、なおここにはすくなくとも二つの問題がのこされているようである。その一つは、もし、この生産部面が不完全独占であると仮定すれば、独占の質量結節線がはたして、どの位置で決定されるかである。独占が成立するためには、この生産部面の商品生産総額の上で、優勢な地位（少くとも過半数）をしめていなければならない。なぜならば、そうすることによって、標準的生産条件のもとで生産された商品大量の市場生産価格を支配しうるからである。△モデル2√の商品a・bは商品生産総額の過半数をしめることによって、はじめて市場生産価格が形成され、その市場生産価格（資本主義的利潤の最低限）と参入を志向する資本の最小必要資本量との相関関係から参入障壁が形成される。そこで、いま資本が販売カルテルを結成するようになれば、またさらにすすんで合同すれば、市場生産価格を否定して、さきの市場価格の水準に独占価格が成立し、独占的超過利潤FEPQが独占資本の手中にはいる。独占価格は費用価格+平均利潤+独占的超過利潤となる。かくして、自由競争が独占に転化するには、任意の資本量ではなく、一定の資本量、すなわち商品生産総額のすくなくとも過半数をしめるに足る資本量でなければならない。△モデル2√では $a + b + c + d$ 、すなわちBが質量結節線となる。

もう一つは、独占価格がなによえに「独占生産価格」でなければならぬかの問題である。わたくしの理解が間違っていないければ、本間氏は参入障壁形成の二つの必須条件―最小必要資本量と市場生産価格(標準的生産条件)―のうちの一つが生産価格であることから、生産価格と不可分の関係にある独占価格を「独占生産価格」と規定されているのかもしれない。しかし、標準的生産条件はいま独占資本a・bの側にうつっており、市場生産価格の商品c・dはより低い生産条件のもとで生産されることになる。だからアウトサイダーの参入障壁はモデ

ルのしめす交点より低くなるであろう。独占価格は市場生産価格の絶対的否定ではないが、絶えざる否定のうえに成立しているのであるから、とくに「独占生産価格」という範疇は成立しえないはずである。

このようにして、自由競争のなから資本独占、したがってまた独占価格が成立するためには、同一生産部面での商品生産における質量結線がまずさだめられ、そのうえで独占が参入障壁との関係でいかにして独占価格を維持するかのメカニズムが解明されなければならないであろう。そこで、 $\wedge$ モデル2 $\vee$ を経過して、同一生産部面に不完全独占が成立したとしよう。いま $\wedge$ モデル1 $\vee$ が $X_m$ 部面の内部で独占( $k_m$ )と非独占( $k_f1$ ・ $k_f2$ )とが併存し、独占資本は他部面からすでに独占的超過利潤をうけとり、 $K_f1$ を非独占の中位組成とし、社会価値が市場生産価格と一致すると仮定すれば、 $\wedge$ モデル3 $\vee$ がえられる。そうすると、 $K_m$ の利潤構成はどうなるか。

特別剰余価値 $\parallel$ 超過利潤は市場生産価格140—個別生産価格129として同一生産部面であたえられる。 $K_f2$ の個別市場価格154—市場生産価格140 $\parallel$ 14は社会的に廃棄され、他部面への移譲はなされない。平均利潤もまた同一生産部面での市場生産価格における平均利潤29 $m$ としてあたえられる。最後に独占的超過利潤は $\wedge$ モデル1 $\vee$ cf $2$ の個別価値160 $\parallel$ 独占価格と市場生産価格との差額20としてあたえられる。その結果、 $K_m$ は $80c + 20v + 60m$ (以上の利潤総額 $\parallel$ 160(独占価格)となる。さらに独占商品の商品市場にしめるシェアが増大すればするほど、標準的生産条件を高め、逆に市場価値を低める方向に作用する。この場合特別剰余価値 $\parallel$ 超過利潤は存在しえない。そして、その際、超過利潤は消滅するが、そのかわりに独占的超過利潤はより増加するであろう。したがって、資本にとって技術的進歩の利用と資本の有機的構成高度化の関心はうしなわれる。「生産の活気は消滅するであろう」(マルクス、K III(9)三七五ページ)。

《モデル3》 同一生産部面における生産価格と独占価格

	(1) 個別生産価格	(2) 市場 生産価格	(3) 独占価格と 個別生産価格
Km	$80c + 20v + 29m = 129$ (p' 29%)	140	$160 = 80c + 20v + 60m$ (p' 60%)
Kf <sub>1</sub>	$80c + 30v + 30m = 140$ (p' 29%)	140	$134 = 80c + 30v + 24m$ (p' 29%)
Kf <sub>2</sub>	$80c + 40v + 34m = 154$ (p' 29%)	140	$146 = 80c + 40v + 26m$ (p' 29%)

- [注] 1. 前掲モデルより(2), (3)を抽出した。同一生産部面の Km (独占資本), Kf<sub>1</sub>, Kf<sub>2</sub> (非独占自由資本)とする。  
 2. Km は<モデル1>ですであたえられたものとする。  
 Kf<sub>1</sub> を市場生産価格とする。Km は  $160 = 80c + 20v + 60m$ , Kmへの平均利潤の再分配により, Kf<sub>1</sub> 24m, Kf<sub>2</sub> 26m と仮定する。  
 Km  $160 = 80c + 20v + 60m$   
 Kf<sub>1</sub>  $146 = 80c + 30v + 24m$   
 Km  $140 - 29 = 11m$  ..... 超過利潤  
 Kf<sub>1</sub>  $29m$  ..... 平均利潤  


---

 $160 - 129 = 20m$  ..... 独占的超過利潤

独占利潤計 **60m**

R・グエンデルの見解はかならずしも正しいとはいえない。その意味で独占の成立が市場価値・価格の機構を廃棄するといふ、K・ツイーシャンク、H・ハイニンガー、

「独占資本主義への移行は、部門内部での市場価値と市場価格に作用したり、部門間での利潤率均等化に作用したりするような、価格および利潤の機構を埋没するようになる」(2)

したがって。独占は特別剰余価値≡超過利潤を恒常的に固定化するのではなく、独占的競争があるかぎり、絶えざる生成と消滅をくりかえしてゆくのである。そして、この生成・消滅の反覆する過程は、標準的生産条件の高度化、市場価値の低下をうながし、低い生産条件のもとで生産される商品の個別価値と社会価値との格差をいっそう拡大する。それは現実には、一方では非独占諸階層としての非独占資本・小商品生

利潤率低下の阻止要因としての独占の意義と限界(手島)

産の崩壊や独占資本の外業部への再編成をもたらし、他方では生産部面そのものの独占と非独占への分解をうながす。このような優勝劣敗の過程が進行し、より低い「生産条件」をもつ諸企業はたえず淘汰され、それ自体が向上する標準的生産条件が「市場価値」を決定する方向に資本の運動を促進するのであるから、より低い生産条件のもとで生産された商品の個別価値が市場価値に固定し、特別剰余価値 $\parallel$ 超過利潤が独占利潤の恒常的構成部分に転化するとする、白杉庄一郎氏の「限界原理」は有効性をもちえない。

「その結果そこでは少くとも短期的には、社会の総労働時間が総生産物にたいして平均されるかわりに、むしろ、すべての生産物の個別的必要労働時間が限界必要労働時間（与えられた範囲内で最高の、したがって限界的なもの）にむかって平準化される。……けだし各生産者にたいして統制的権力を行使することのない無計画的な社会的生産においては、それ以外に、社会の必要とする生産量を確保する道がないからである。しかし、それだけに、平均原理ではなくて限界原理のこのような支配は、私的な商品生産のもつ無政府性という矛盾の表現でしかない。」<sup>(3)</sup>

「しかし、さきに述べたごとく、市場価値の法則はそのままでは価値の現象形態としての市場価格の決定を説明するものではない。市場価格の決定にさいしては、工業生産物の場合にも、農業生産物の市場価値について見られるごとく、中位的標準以下の劣悪な——いいかえると限界的な——諸条件のもとで生産される商品の個別的価値にむかって、同種の商品を生産するすべての生産者の個別的価値が平準化される。いいかえると、ここでは平均原理ではなくて限界原理が支配する。」<sup>(4)</sup>

白杉氏は短期における需給バランスの固定化、したがって供給の固定化を仮定し、さらに本来可動的である

工業生産条件の固定化を仮定することによって、そこに差額地代での土地の自然独占による生産条件の固定化を類推しているようである。それゆえに、この仮定そのものが崩れれば、立論がなりたたなくなる。同一生産面に独占資本が併存している場合、標準的生産条件はどこでままるか。あるいはまた、市場価値または市場生産価格が成立する場合、上・中・下の生産条件を前提として個別価値の平準化がおこなわれるとははたしてなにを意味するのか。等々、解きえない多くの難点をふくんでいる。

フリッツ・ベーレンスは、生産価格の次元に白杉氏とおなじ「限界原理」を応用して、つぎのようにのべている。

「独占資本主義のもとにおいては、独占化されていないか、まだ独占化されていない経済部面での市場価格は、一般的生産価格をめぐって動揺するが、独占産業においては、動揺の中心は最高の費用で生産する経営の個別生産価格である。」<sup>(5)</sup>（傍点は手島）

さて、独占段階における独占価格＝独占利潤の法則にかんする私見は以上のとおりであるが、これまでとかく開拓のおくれている独占価格論の分野で、最近きわめて意欲的な体系的労作を発表され、一般の注目をあつめている高須賀義博氏の著書は、私見とまったく対照的な見解を展開されているから、すこし長くなるけれども、参考までにその要点をここに引用しておこう。

(1) 「通常独占利潤は一種の超過利潤と解されており、独占価格を生産価格以上につりあげられた価格であると  
する立場の人々は、独占資本の取得する利潤を平均利潤部分と超過利潤部分にわけ、後者を独占利潤と規定  
するのが常である。しかし、独占価格の判定基準としての生産価格および独占利潤の判定基準として的一般

的利潤率を独占段階の理論的範疇として設定することを拒否するわれわれの立場においては、そのような二分法は何らの意味もたない。……われわれが問題にしなければならぬのは、平均利潤と区別された独占利潤ではなくて、独占資本の取得する利潤全体である。<sup>(6)</sup>

独占的超過利潤は「産業資本主義下に存在していた超過利潤の生成・消滅機構が独占資本の出現・競争形態の変化・参入阻止価格の成立によって変容を受け、その結果独占利潤として固定化した超過利潤である。」<sup>(7)</sup>

(2) 「新生産方法の導入から普及完了にいたる期間の超過利潤・独占体の支配する産業においても最初に新生産方法を導入した資本に対して、超過利潤が発生するのは、産業資本主義の場合と同様である。しかし新生産方法の普及過程はすぐ始まるけれども、価格競争は回避される傾向にあるから、産業資本主義下におけるように、価格低下に対応して超過利潤が消滅することはない。新生産方法を採用した資本には、それを最初に導入した資本の取得するのと同数の超過利潤が発生するのである。……この段階の超過利潤は、自由競争下でも発生する単なる超過利潤と独占力によるその固定化の結合された結果であるので、われわれはそれを独占資本の取得する単なる超過利潤と呼ぶことにする。<sup>(8)</sup>」（傍点は手島）

「このような超過利潤は、産業資本主義ならば当然それが消滅してしまっているべき生産技術的基礎のうえで、なお存続しているという点だけでなく、それがすでに、同一産業内の個別的独占体の分配上の相対的優位を示すものでなく、その産業全体に、固定化したものである、という点においても、独占資本主義下における固有の利潤カテゴリーである。これを、われわれは独占的超過利潤と呼ぶのである。それは超過利潤の固定化の最終段階にある利潤であって、それが依然として消滅しないならば、通常の意味での独占利潤とは

ほとんどの区別できない。独占的超過利潤は、単なる超過利潤が独占利潤として定着する時のある一段階で発生するものであるということもできる。」(傍点は手島)

「以上で考察してきた超過利潤の形成メカニズムの根本的特徴は、生産過程の諸変化に対する価格の対応のおくれ、つまり労働生産性の変化に対する価格の対応のおくれ、つまり労働生産性の変化に対する価格の相対的硬直性にもとめられる。換言すれば、価値の変化に、価格の変化が対応しないという意味での価値と価格の乖離が、そのメカニズムの根本にある。……ただ通常の収奪あるいは流通利潤との相異点は、その取得が生産方法の変化 $\parallel$ 価値減少と結びついている点である。」(傍点は手島)

(3) 「以上で独占資本主義下では超過利潤は固定化する傾向のあることをのべてきたが、そこにおいても超過利潤は全然消滅しないわけではなく、またその転化形態の中には費用的性格の強いものもある。この点を明確にしておかないと、超過利潤固定化の命題は、単に第一次的分配関係のみに関する抽象的規定にとどまるであらう。……

超過利潤の消滅をもたらす基本的要因は価格の下落である。この点では、産業資本主義の場合も独占資本主義の場合も同じである。……参入阻止価格自体を下げねばならぬ場合もあれば、市場占拠率や価格弾力性の変化があった場合にも価格は下げられることがあるであらう。価格が低下する度合に応じて、超過利潤は消滅する。……

独占資本主義下には、上述のものとは異なる超過利潤の消滅経路がいまひとつある。それは、独占的超過利潤を取得している産業の価格を他産業(独占非独占を問わず)との価格の相対比価の悪化が生ずる場合であ

る。この場合には、独占的超過利潤を取得する側では価格変動はないから、貨幣表示での独占的超過利潤は不変であるけれども、その他の商品の価格が上昇し、ただし、その支配しうる他商品の実質的内容は少くなるわけであって、その分だけ独占的超過利潤の消滅が生ずる。なぜならば、前者では価値が低下したのに価格が低下しないにもかかわらず、後者では価値に変化がないにもかかわらず価格上昇が生ずるわけで、そのような価格の変化によって、両グループの価値関係における不等化傾向の拡大が若干阻止されているからである。<sup>(1)</sup>（傍点は手島）

高須賀氏の見解のうち、(3)の部分は市場価格の短期変動のえいきょうをうける独占価格の変化、または独占的超過利潤の分配替、にかんするものであるから、ここではとりあげないことにする。まず(1)についてみれば、高須賀氏は、 $\wedge$ 費用価格+平均利潤+独占的超過利潤 $\vee$ にかんする通説を否定し、独占価格構成 $\parallel$ 費用価格+独占的超過利潤であるとし、この利潤は独占資本の取得する利潤の総体であると解している。その論拠としては、同一生産部面で独占資本が新生産方法を採用したとき生ずる超過利潤は、新生産方法が普及したときには、自由競争の段階では消滅するが、独占段階では独占価格がそのまま維持されるとすれば、超過利潤が消滅しないで、独占資本の取得する超過利潤になる、といわれるのである。はたしてそうだろうか。

私見によれば、同一生産部面で新生産方法が普及すると、それが標準的生産条件となつて、そのもとで生産される商品の個別価値が社会価値と一致するから超過利潤は消滅するはずである。同一生産部面では同一使用価値の商品であるから、独占と非独占とのあいだに商品交換は成立しない。とすれば、氏のいわれる「超過利潤」はどこからもちこまれてくるのか。このような疑問がのこるであろう。ついで、それは「通常の意味での独占利潤

とほとんど区別できない」とされるのは利潤量だけが区別できないといわれるのであろう。氏はいぜんとして独占資本の取得する「超過利潤」は、同一生産部面における新しい生産方法の普及による独占商品の「価値と価格の乖離」した部分とみなし、そこに通常の「流通利潤」との区別を見出そうとされているのである。すなわち、おなじことをくりかえし主張されているのであるが、「超過利潤」の源泉はいぜんとして証明されないままにのこされている。高須賀氏が白杉庄一郎氏の独占的特別剰余価値 $\parallel$ 超過利潤の固定化説にヒントをえながら、白杉説とちがうところは、白杉氏の「市場価値」と個別価値との格差を独占価格と商品価値との乖離におきかえる点にある。「超過利潤」が他の生産部面における非独占企業の平均利潤から分配替されたものでないと主張されるならば、それは同一生産部面における商品の社会価値と個別価値との格差——この格差は新生産方法が普及した以上すでに消滅しているはずであるが——と独占価格と新生産方法の普及で低下した社会価値との格差をおなじ次元でとりあつかうことになる。この場合、生産部面では商品の社会価値 $\parallel$ 個別価値である以上、価値差額として独占体の有に帰する超過利潤はなく、格差は独占価格と市場生産価格との差額であって、その差額はたしかに存在するが、それは他の生産部面における平均利潤から分配替された独占的超過利潤でなければならない。したがって、高須賀氏の独占価格論は超過利潤・平均利潤・独占的超過利潤にかんする概念上の混同にふかく根ざしているようにおもわれる。

以上のことより、独占的超過利潤は、他の生産部面の平均利潤からの分配替されたものという意味で平均利潤の超過分であるというだけでなく、さらに同一生産部面における平均利潤からの超過分であるという意味でも独占的超過利潤だということがあきらかにされた。そして独占利潤の法則と平均利潤の法則は、同一生産部面でも

異種生産部面間においても併存するが、独占商品にあっては、平均利潤は独占価格によってたゞざる、否定をうけてポテンシヤルなものになり、生産価格では独占によって修正をうけて顕在化する。工業生産においては社会価値を規定する「限界原理」は存在しないのであるから、特別剰余価値の資本にたいする相対的表現としての超過利潤が独占利潤のなかに固定化して、その構成部分に転化するようなことはないし、また利潤範疇としても、独占的超過利潤とはまったく別個のものである。その結果、独占商品の価格構成は費用価格＋（一般的費用価格－個別的費用価格）＋平均利潤＋独占的超過利潤となる。

- (1) 本間要一郎「独占価格・独占利潤論」『現代帝国主義講座』第Ⅴ巻）六二―六三ページ。
- (2) Rudi Gündel, Horst Heining, Kurt Zieschang : Zu Problemen des Staatsmonopolistischen Funktionsmechanismus, „Probleme der Politischen Ökonomie,“ Band 6, 1965, S. 121.
- (3) 白杉庄一郎『独占理論の研究』一五ページ。
- (4) 白杉庄一郎、前掲書、一七ページ。
- (5) Fred Oelssner : Ein Beitrag zur Monopoltheorie, „Probleme der politischen Ökonomie,“ Band 3, S. 78.
- (6) 高須賀義博『現代価格体系論序説』(岩波書店、一九六五、一一―一五)
- (7) 高須賀義博、前掲書、一八五ページ。
- (8) 高須賀義博、前掲書、一八七ページ。
- (9) 高須賀義博、前掲書、一八七―一八八ページ。
- (10) 高須賀義博、前掲書、一八八ページ。
- (11) 高須賀義博、前掲書、一八九―一九〇ページ。

### Ⅲ 独占利潤と利潤率低下法則

自由競争は平均利潤の法則によって代表され、ここでは利潤の均等化をつうじて総資本家階級と労働者階級との生産関係が形成される。したがって自由競争は資本主義の段階を形成する生産関係である。同様にして、独占は独占利潤の法則によって代表され、そこでは独占的超過利潤の再分配を通じて、そのうえに独占資本家層と労働者階級との生産関係が形成される。したがって独占は資本主義の段階を形成する生産関係である。すなわち経済法則は生産関係の別の表現、科学的概念にすぎないのである。

一部の論者が、一方では独占資本と非独占資本との併存をみとめ、ブハーリンの「純粹帝國主義」の理論を否定しながら、他方では独占利潤の法則と平均利潤の法則との併存をみとめないのは、後者が価値・市場価値・市場生産価格・独占価格という複雑にして難解な媒介項をともなっているからであろう。経済法則は生産様式、そして結局のところ生産関係の理論的表現である。したがって二つの生産様式が併存しているのに、独占利潤の法則が存在して、平均利潤の法則が消滅するというのは、自家撞着の理論である。新旧ウクライドはそれぞれ固有の経済法則をもっているのである。

さて、独占価格が形成され、技術進歩と生産力の発展が抑制（独占の腐朽化）されているかぎりでは、独占的超過利潤は平均利潤率低下の阻止要因としての作用を持続する。しかし、このような独占の腐朽化は、新技術の採用によって生ずる旧固定資本価値の社会的磨滅や廃棄による損失の防止が決定的要因ではない。なぜならば、新技術の採用は、新式機械の価値と新旧労務費差額（特殊的には新旧付加価値差額）との比較によって規定されるからである。そして、その上、旧固定資本の価値は加速償却せられるからである。そうではなくて、レーニンのおごとく、「たとえ一時的にもせよ独占価格が設定されるかぎり、それに応じてある程度まで、技術的進歩にた

いする……刺戟的要因が消滅<sup>(1)</sup>するからであり、「さらにまた、技術進歩を人為的に阻止する可能性（たとえば特許権の買占め―手島）があらわれる」<sup>(2)</sup>、すなわち、資本は独占によって利潤率低下という刺戟的要因を阻止しうるからである。したがって新技術の採用による既存の固定資本価値の社会的磨滅や廃棄による損失の回避は、その際、副次的要因ではない。

では、このような独占の腐朽化の傾向は、はたしていかなる条件のもとで打ち破られるのだろうか。

独占的協定が打破られる条件は大別して二つある。

商品の独占価格＝構成が費用価格＋（超過利潤）＋平均利潤＋独占的超過利潤からなることは、独占による技術的進歩の抑制がうちやぶられる前提でもある。そして、独占価格にふくまれる独占的超過利潤が利潤率低下の阻止要因として有効性を發揮するうえで必要な第一の条件は、たんに独占価格で商品が任意の量だけ販売されるというのではなく、前貸資本にたいして一定量の商品が市場で販売されるということである。いま、独占商品の供給が需要を上まわったと仮定しよう。そうなると、市場価格は下落する。逆に需要が供給を下まわったとしても、市場価格は同様に下落し、独占資本がその独占価格を維持するには、それまでの販売カルテルにたいして、生産カルテルによる操業短縮を実施して、需給バランスをとり、市場価格の下落をくいとめなければならぬ。

そこで、独占価格は維持されても商品販売量が減少すれば、実現利潤率は低下せざるをえなくなる。この低下をおぎないという利潤部分は個別的費用価格の縮小による超過利潤である。独占資本が超過利潤を増加するためには、採用をおさえていた新技術を導入せざるをえない。したがって生産カルテルが独占価格を維持し、利潤率低下の阻止に寄与しうる限界はきわめてせまいものであって、恐慌時にカルテル協定が破綻するのもそのためであ

る。

第二の条件として、需要が供給を上まわるような局面では、なるほど第一の条件は満されるであろう。しかし、商品市場におけるシェア拡大をめぐる競争で商品販売量の増加が一定量をこすと、資本の追加を必要とする。資本の追加のなかにすでに、技術進歩・資本の有機的構成高度化の要因を可能性として内蔵しているのであって、利潤率低下の阻止要因と促進要因とを、けっきよは同時に展開せざるをえない。独占資本の有機的構成は不平等であるから、追加資本もまた不平等であり、あたえられた超過利潤がもし利潤率の不均等性を残すとすれば、それはやがて独占資本間に新生産方法の採用による超過利潤かくとくのための新たな競争をよびおこすであろう。この競争はアウトサイダーや外国独占資本の介入する場合にはいっそうはげしくなる。植民地独占が崩壊していれば、資本間の競争はさらに拍車をかけられるであろう。戦後日本の技術革新は、このような条件のもとで開始された。これについてレーニンはつぎのようにのべている。

「もちろん独占は、資本主義のもとでは、競争を世界市場から完全にまた非常に長期にわたって排除できるものではない(超帝国主義の理論のナンセンスなことの理由の一つは、とりわけこの点にある)。もちろん、技術的改善によつて生産費を低下させ利潤を増大させる可能性があるために変化がうながされる。だが一方、独占に固有の停滞と腐朽化との傾向が、それはそれとして作用をつづけ、個々の生産部門や個々の国々で、ある一定期間、勝ちを制する。とくに、広大な、富裕な、あるいは位置のよい植民地の領有の独占もまた、同じ方向に作用する」<sup>(3)</sup>。

世界市場での競争は、国内市場での競争の延長線上にあらわれ、それはまた国内市場での競争の激化を誘発す

る。

第一と第二の条件は、現実には相互にからみあって進行するのであるが、いずれにしても、これらの諸過程が進行するなかで、独占段階においてもまた利潤率傾向的低落の法則は貫徹せざるをえない。

すなわち、独占と自由競争の併存する独占段階においては非独占資本にあっては、資本の有機的構成の高度化が、同時に剰余価値をうみだす可変資本要素の相対的低下をもたらし、さらに平均利潤からの独占的超過利潤の控除によって平均利潤率はいっそう低下する。

独占資本にあっては、一方では資本の集積・集中による有機的構成の飛躍の高度化がおこなわれるのにないし、他方では、可変資本構成比の低下にとまらぬ剰余価値量の相対的低下、および社会的総資本・総商品生産にしめる非独占階層の比重の不断の低下、すなわち独占的超過利潤（利潤率低下の阻止要因）の源泉としての平均利潤総額の相対的減少、労働者階級による社会的抵抗の強化がおこる。これらのことは、総じて長期変動のなかで不可避免的に独占利潤率の低下をもたらす。利潤率傾向的低落の法則は独占段階においても止揚されないで存続する。国家独占は、頑強な必然性をもって貫徹する、この中心法則にたいする、独占資本の最後の、かつ望みなき抵抗である。これこそが、資本主義発展の自然的過程なのである。

(1) レーニン『帝国主義論』（国民文庫版）一四二ページ。

(2) レーニン、前掲書、一四二ページ。

(3) レーニン、前掲書、一四二ページ。

#### IV 国家独占への移行の中心法則

われわれが、通常・独占形態としてあげているカルテル・シンジケート・トラスト・コンツェルン等は、資本の集積・集中の部面と商品生産・流通の部面とに再構成して、それらの独占への関与の様式をあきらかにしなければならぬ。

トラスト・コンツェルンは株式制度・参与制度の基礎上に成立する資本集中の形態である。ここでは新資本の形成だけでなく、すでに集積された資本をさらに集中することによって、資本規模を同一生産部面(トラスト)または異種生産部面間(コンツェルン)で巨大化することができる。零細株式への有価証券の分散化は、独占資本をして相対的によりすくない資本参加で社会的、所有を私的に取得させることを容易にする。なぜならば、私的、所有とは他者の意志の支配領域をたがいに排除しあうことによって、それを自己の意志の支配領域におくことであり、排他的性質をもち、したがって分散した群小株主は本来の資本家たる大株主にたいして、みずからを結集しえないからである。そこから、資本の支配関係が発生し、その所有と管理、運用との分離がはじまる。資本の集積・集中が、一定の発展度になつれば、そこに独占的支配力が形成され発展する。トラスト・シンジケートは資本独占(支配力)の根源である。しかし、それが独占のすべてではない。資本独占が独占であるためには、その延長線上に商品生産・流通の独占が展開されなければならない。それなくしては資本の自己増殖が実現しえないからである。独占資本は資本主義的商品生産・流通の部面では、さきの資本参加の場合とは異り、すでにのべたように、独占商品がすくなくとも同一生産部面において優勢な地位、すくなくとも過半数をしめていなければならない。

なぜならば、そこでは同一の使用価値をもつ商品は価値においては同質であり、消費 $\parallel$ 需要にたいして——それがたとえ独占資本のものであろうと、非独占資本のものであろうと、非独占資本のものであろうと——まったく同等であるからである。すべての商品は等価の交換法則にしたがっており、商品所有者間の相互関係はブルジョアの平等の原則によってつらぬかれていからである。独占商品が商品生産・流通の部面において、すくなくとも過半数をしめること、そしてそれに相当する資本を独占体があらかじめ擁すること、これすなわち、上述の、資本の集積・集中が一定の発展度に達するための質量結節線をなす。

カルテル・シンジケートが独占商品の生産・流通の部面における独占的支配の形態であることは、それらの形態をもってこれらの部面を支配するからである。カルテル・シンジケートが、たとえば生産カルテル、販売カルテルに分化するのもそのためである。わたくしは、さきのモデルでは、独占商品の供給が需要と一致するか、あるいは増加してあらたに需要を啓開するケースを例にあげて説明した。しかし、実際には需要の側から減退がおこって供給過剰になるケースがしばしばおこる。たとえば恐慌や生産の慢性的過剰等々の場合がそうである。その場合には市場価格が下落して、もしそのまま供給をつづければ、販売カルテルの協定はうち破られるであろう。もし独占資本が協定を維持したいと望むならば、生産カルテルをむすんで需要に見合うように、操業短縮 $\parallel$ 生産制限をおこなわなければならない。あるいは、独占資本が非独占商品との市場競争で相手方に破滅的打撃をあたえるために、一時的にせよ販売カルテルの威力を發揮して、非独占商品の費用価格以下にまで独占価格を引下げることもしばしばある。このようにして、独占資本が独占利潤（独占的超過利潤）をかくとくするには、カルテル・シンジケートおよびトラスト・コンツェルン等の独占形態を駆使して資本の集積・集中と商品生産・流通の部面

への一定のひろがりをもたざるをえない。そして、そこに独占が利潤率低下の阻止要因と促進要因とを不可分の関係においてもたざるをえない必然性については、すでにのべたとおりである。独占利潤率もまた平均利潤率とおなじく傾向的低落の法則にしたがわざるをえない。独占利潤率の傾向的低落は独占段階における生産力と生産関係との矛盾のべつの表現にすぎないのであるが、独占資本がこの矛盾を解決しえないかぎり、私的独占にかわつて、こんどはその延長線上に国家独占が登場する。

国家独占、それは自由競争の段階におけるようなブルジョア独裁一般の国家（総資本家の国家）ではなく、ほかならぬ金融ブルジョア独裁の国家（それは私的独占体の共同支配を意味する）が独占体とむすびついて、経済的土台に介入する支配力、すなわち、独占体の力と国家の力とを一つの機構にむすびつけることによって形成される支配力である。

国家独占の機構は国家所有（社会的総資本の約20%、独占資本の40%）・国家市場（社会的総商品の約20%、独占商品の約40%）・国家管理・政府統制・調整という一定の連鎖からなり、そのなかの主要な環は生産関係としての国家所有である。その他の個々の環は国家所有を基礎として派生し、国家独占として支配力、すなわち経済的土台への反作用のうえで必要な手段である（K・ツイーシヤンク、A・アルズーマニヤンや構造改革論者の誤りの原因の一つは、生産関係Ⅱ所有関係とそれから派生する機構としての国家管理・統制・調整との混同、生産関係の拡張解釈にある）。国家独占の機構が関与する（反作用する）部面は、独占利潤率低下の阻止を中心としながらも、非常に大きなひろがりをもつ。このようなひろがりは、すでにのべたように、私的独占においても資本と商品生産・流通の各部分として基本的にはあたえられていたが、国家独占は本来の商品生産による剰余価値の搾取を迂回して、一方では徴税・

関税等の方法で国民所得の直接的吸収をおこない、他方ではそれを補給金・助成金のかたちで独占体に分配する。また、国家消費市場（民需より軍需へ）は、すでに正常な資本主義的商品交換の域を逸脱している等々、いくつかの新しい徴候をしめしている。

国家独占が、経済的土台における商品市場を迂回して、国家権力の介入Ⅱ徴税権の発動によって租税のかたちで国民所得、とりわけ・労働者階級・農民層・非独占諸階層（非独占資本・小商品生産・家内労働者）の所得を収奪する根拠は、基本的にはさきあげた独占利潤率を傾向的に低下させる諸要因にたいする反作用として説くことができよう。ここで、わたくしがとくに強調しておきたいのは、私的独占の基礎上で私的独占が国家独占に移行するにあたって作用する中心的法則と、かくして成立した国家独占が国家の力と独占体の力とを一つの機構にむすびつけて作用する支配力との、すなわち目的と手段との区別と統一である。すなわち、独占資本の集積・集中の発展は独占利潤増加の目的とその目的達成の手段（国家独占）とを同時に生み出すということ、私的独占の内在的矛盾と全般的危機の諸条件がこの目的の実現を制約すれば、不可避的に手段のなかに国家権力が介入すること。F・エルスナーは独占利潤の八つの源泉から、国家独占は純粋に経済法則から説明することはできないとして、つぎのような規定をあたえている。

『ここに記した独占利潤の源泉（八つの標識―手島）は、金融資本の独占利潤を純粋に経済的な法則をもって説明しようとする事の望みなきことをしめしている。初期資本主義のときと同様に、資本主義の没落期においてもまた、強力が決定的役割を演ずる。……』

独占資本主義は没落し・崩壊し・腐朽しつつある資本主義である。それはまた、資本主義の「正常な」機能

が破壊されているということにもなる。資本主義はその帝国主義段階において循環の破壊と動脈硬化症になやまされている。血液はその血管のなかでもはや自由に脈打つことができない。資本主義は恐慌のみならず、社会的動揺やプロレタリア革命となってあらわれる。痙攣によってゆさぶられている。このような容態の主人公となるために、資本主義は、それがかつては経済への影響をかたく戒めていた、政治的権力に避難所をもとめるようになる。資本主義は国家独占資本主義となる。<sup>(1)</sup>

エルスナーのあげた独占利潤の八つの源泉のうち、労働者階級・非独占資本・小商品生産および植民地での搾取と収奪は、すでに国家独占以前にも存在していた方法である。そのうち国家独占においてとくに顕著な役割を演ずる方法としては、「関税・租税・助成金・補助金によって金融資本に有利に再分配される国民所得」や「増大する国債によって独占資本家たちの占有に帰する国有財産」等をあげることができよう。

たとえば、徴税権を行使しておこなわれる国民所得の再分配は、あきらかに国家権力によって、資本主義的商品生産と流通の圏外でおこなわれるかぎり、価値法則で説明することはできないであろう。しかし、独占的再分配が価値法則の作用範囲をなぜ逸脱せざるをえないのか、再分配の対象である国民所得は資本主義的商品生産の所産ではないのか、また、国庫から独占体に再分配されるにあたって形成される国家消費市場と資本市場、等々については当然、経済法則、とくにその中心的法則からその必然性を説明しなければならぬであろう。エルスナーの指摘が重要でないというのではないけれども、彼がここでべているのは国家独占の手段の説明であって、法則的必然性の論証ではない、ということだけは指摘しておかなければならない。

さて、国家独占は資本と商品生産・流通の諸部面を基礎としながらも、かつての私的独占間の局部的協定にか

わって、社会的総資本の再生産と流通の総過程に関与し、そのなかで独占体の集積・集中をたすけ、さらにまた商品生産と流通の総過程にたいする調整の機能をはたしながら、窮局において、独占的超過利潤のかくどくに寄与するところにその特質がある。国家独占の機構とそれがはたす機能の複雑多様性については、別の機会に詳述することにして、ここで国家独占の役割を大づかみに要約すれば、国家独占が独占的超過利潤のかくどくに直接むきだしのかたちで寄与するのは価格差補給金と助成金の給付である。資本集中の部面では、低利貸付（インフレーション期には事実上の無償交付）、低利潤率企業の国有化、都市銀行への信用供与、商品生産・流通部面では国家市場（インフレーション期の配給公団や恒常的国家消費市場）の創出・金融的操作による生産調整・国家的価格統制（商品価格と賃金）等々。そして国家独占はいまや国際競争のなかで、通貨管理・為替貿易管理よりさらにすすんで共同市場の形成にまで発展している。そして、これらの国家独占機構の連鎖の主要な環はすでにのべたように国家所有（とりわけ国家的金融機関を中軸とする国有企業）である。

もちろん、国家独占における官僚的管理・統制がかならずしも円滑に、しかも計画的にその経済的限界内でおこなわれるとはかぎらない。その限界を逸脱することさえしばしばある。というよりも、たえざる動揺をくりかえしながらすすめられる管理・統制がむしろ常態といえよう。なぜならば、相対的独自性をもつ国家、したがってまた国家官僚層が独占体の利害とかならずしも一致せず、独占体の私的利害が彼ら自身の共通の利害としばしば衝突するからであり、さらにまた経済的土台が競争と生産の無政府性の法則に支配されているために、経済過程が官僚的管理・統制の志向する発展方向をかならずしもとらないからである。たとえば戦時・戦後における経済統制が国内市場全体に及ばず、利子引下が市場拡大にかならずしも役立たなかったり、あるい

はまた高度成長テンポが、ほとんど予想を裏切つて進行する等々。そして、そのたびに独占体の政府は、管理・統制の修正をよぎなくされる等々。これらの事柄は、けっきよくのところ客観的に作用する経済法則によつて規定されるのである。国家独占は資本主義にとつて全能の救済手段ではありえない。法則の作用を多少とも修正しうるのは、経済法則の作用によつて運動しうる、つぎのような限界に厳密に規定されるのである。すなわち、独占体の国家が自己の掌中に把握しうる貨幣・資本・商品の範囲、および独占体の許容しうるかぎりでの、独占資本の物質的支配領域に限定される。

国家独占の私的独占にたいするこれらの補強が、けっきよくのところゆきつく帰結はつぎのごときものである。すなわち、国家独占は私的独占においてすではらんでいた独占利潤率低下の阻止要因と促進要因との二者対抗性をより高い次元に最後の次元で拡大再生産するにすぎないこと、それはたんに利潤率低下を緩和する作用をするにすぎないこと、けっきよくは利潤の率の低下を利潤の絶対量の増加でおぎなわざるをえないこと。利潤率傾向的低落の法則は、このようにして、自由競争から私的独占をへて国家独占にいたるあいだに、その作用過程における諸要因、諸条件（たとえば、あらゆる種類のクリーゼ）の複雑多様化によつて変容をうけつつも貫徹するところの、資本主義にとつても中心的な・もつとも重要な、しかも解決することのできない二者対抗性をもつ去則である。この法則はマルクスが適切に指摘しているとおり、単純な法則であるが、しかし、その貫徹過程は

さうである。